広島市平面図　No.F9

E8	E9	E10
F8	F9	F10
G8	G9	G10

行政区画

広島市
安佐北区

記号

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

（1）撮　影　昭和６３年１１月
　　測　図　平成　元年　３月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
　　作業機関　パスコ・ジェクト共同企業体

（2）撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月
　　作業機関　パスコ・ヒロコーコンサル共同企業体

（3）撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
　　作業機関　株式会社パスコ

（4）撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　解析図化機DSR-GM、ステレオプロッターA8
　　作業機関　写測エンジニアリング株式会社

（5）撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２３年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

（6）撮　影　平成２８年１１月
　　修　正　平成３１年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２２　中公　第５９号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平３０　中公　第２４号　」

F9

広島市

1：2,５００地形図 F10

広島市平面図　No.F10

E9	E10	E11
F9	F10	F11
G9	G10	G11

行政区画

広島市
安佐北区

記号

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

撮　影　平成２８年１０月・１１月
測　図　平成３１年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平３０　申公　第２４号　」

F10

座標系　第Ⅱ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広　島　市

広島市平面図　No.F11

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

撮　影　平成２８年１０月・１１月
測　図　平成３１年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平３０　中公　第２４号　」

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広　島　市

1：2,５００地形図 F12

広島市平面図　No.F12

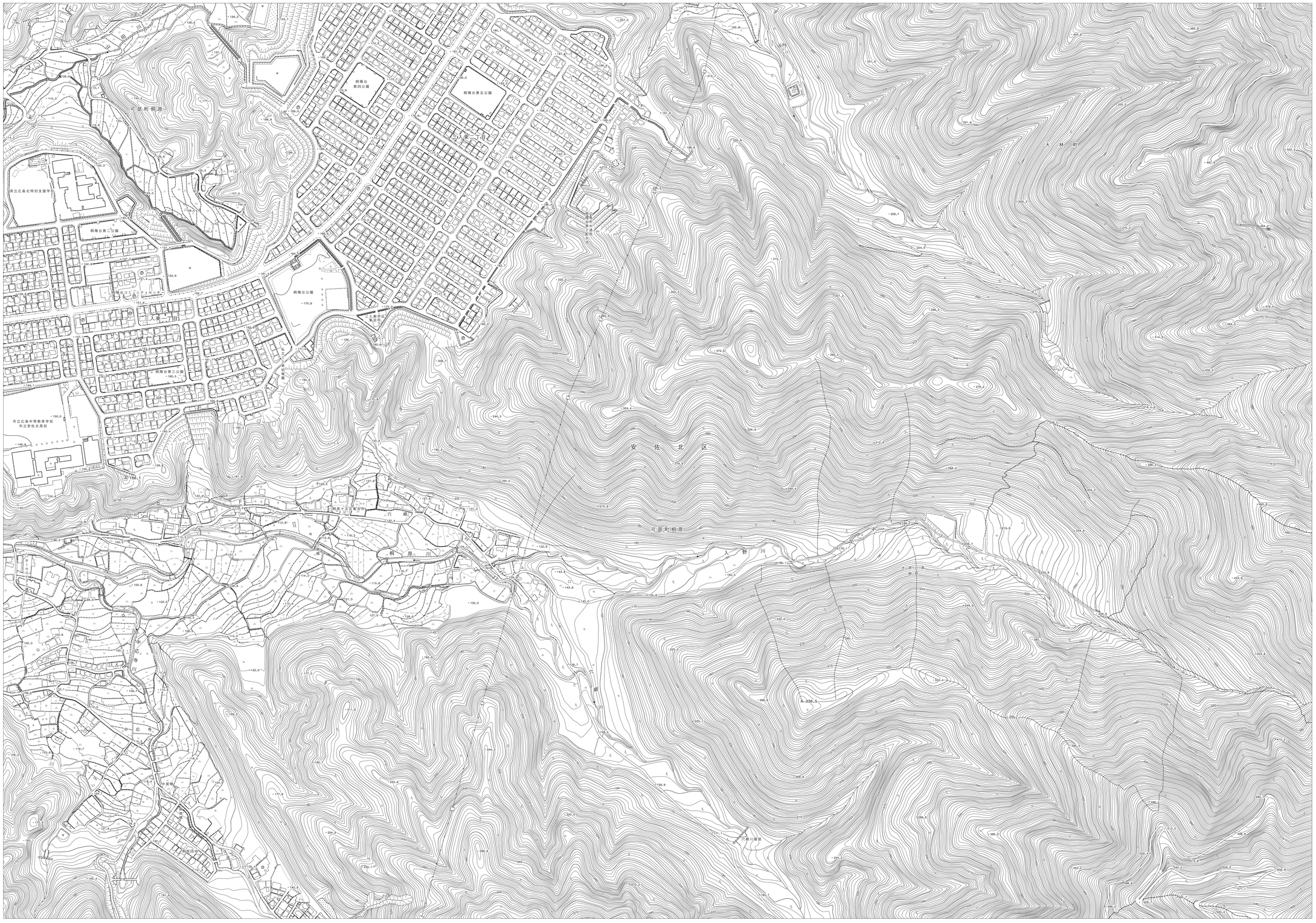

E11	E12	E13
F11	F12	F13
G11	G12	G13

行政区画

広島市
安佐北区

記号

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1) 撮　影　昭和６３年１１月
　　測　図　平成　２年　３月　　オートグラフA7、ステレオブロッターA8
　　作業機関　パスコ・ジェクト共同企業体

(2) 撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月
　　作業機関　パスコ・ヒロコーコンサル共同企業体

(3) 撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフA7、ステレオブロッターA8
　　作業機関　株式会社パスコ

(4) 撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　解析図化機DSR-GM、ステレオブロッターA8
　　作業機関　写測エンジニアリング株式会社

(5) 撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２３年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

(6) 撮　影　平成２８年１０月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２２　中公　第５９号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

F12

1：2,500地形図 F13

広島市平面図　No.F13

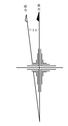

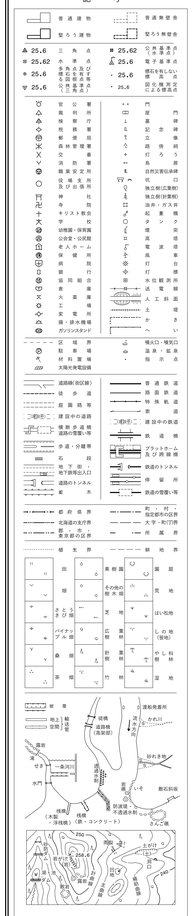

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1) 撮　影　昭和63年11月
　測　図　平成　2年　3月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
　作業機関　パスコ・ジェクト共同企業体

(2) 撮　影　平成　2年11月
　修　正　平成　3年　3月
　作業機関　パスコ・ヒロコーコンサル共同企業体

(3) 撮　影　平成　7年11月
　修　正　平成　8年12月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
　作業機関　株式会社パスコ

(4) 撮　影　平成13年11月
　修　正　平成15年11月　　解析図化機DSR-GM、ステレオプロッターA8
　作業機関　写測エンジニアリング株式会社

(5) 撮　影　平成21年　2月
　修　正　平成23年　3月　　SUMMIT
　作業機関　株式会社　パスコ

(6) 撮　影　平成28年11月
　修　正　令和　2年　3月　　SUMMIT
　作業機関　株式会社　パスコ

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第48号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　2　中公　第172号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　8　中公　第160号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平14　中公　第365号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平22　中公　第59号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第22号　」

座標系　第III系
等高線間隔　2m

著作権所有者　広島市

F13

広島市平面図　No.F14

E13	E14	E15
F13	F14	F15
G13	G14	G15

行政区画

広島市
安佐北区

記号

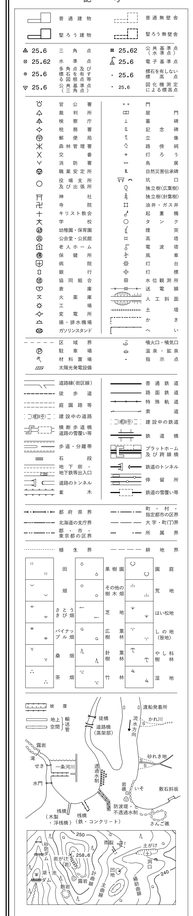

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

（1）撮影　昭和６３年１１月
　　図化　平成　２年　３月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
　　作業機関　パスコ・ジェクト共同企業体

（2）撮影　平成　２年１１月
　　修正　平成　３年　３月
　　作業機関　パスコ・ヒロコーコンサル共同企業体

（3）撮影　平成　７年１１月
　　修正　平成　８年１２月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
　　作業機関　株式会社パスコ

（4）撮影　平成１３年１１月
　　修正　平成１５年１１月　　解析図化機DSR-GM、ステレオプロッターA8
　　作業機関　写測エンジニアリング株式会社

（5）撮影　平成２１年　２月
　　修正　平成２３年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

（6）撮影　平成２８年１０月・１１月
　　修正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２２　中公　第５９号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

F14

広島市平面図　No.F15

E14	E15	E16
F14	F15	F16
G14	G15	G16

行政区画

広島市
安佐北区

記号

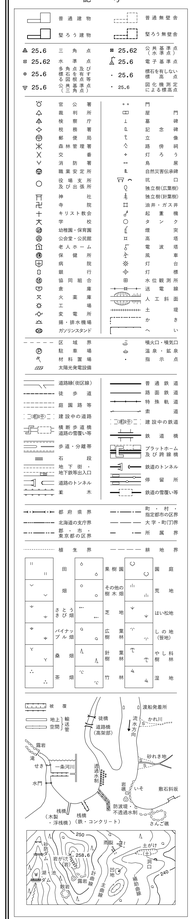

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

（1）撮　影　昭和６３年１１月
　　測　図　平成　２年　３月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
　　作業機関　パスコ・ジェクト共同企業体

（2）撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月
　　作業機関　パスコ・ヒロコーコンサル共同企業体

（3）撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
　　作業機関　株式会社パスコ

（4）撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　解析図化機DSR-GM、ステレオプロッターA8
　　作業機関　写測エンジニアリング株式会社

（5）撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２３年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

（6）撮　影　平成２８年１０月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２２　中公　第５９号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

F15

1：2,５００地形図 F16

広島市平面図　No.F16

広島市

（1）撮　影　昭和６３年１１月
　　測　図　平成　２年　３月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
　　作業機関　パスコ・ジェクト共同企業体

（2）撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月
　　作業機関　パスコ・ヒロコーコンサル共同企業体

（3）撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
　　作業機関　株式会社パスコ

（4）撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　解析図化機DSR-GM、ステレオプロッターA8
　　作業機関　写測エンジニアリング株式会社

（5）撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２３年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

（6）撮　影　平成２８年１０月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

0　100　200　300　400　500m
1：2，500

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広島市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４・中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２２・中公　第５９号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

F16

広島市平面図　No.F17

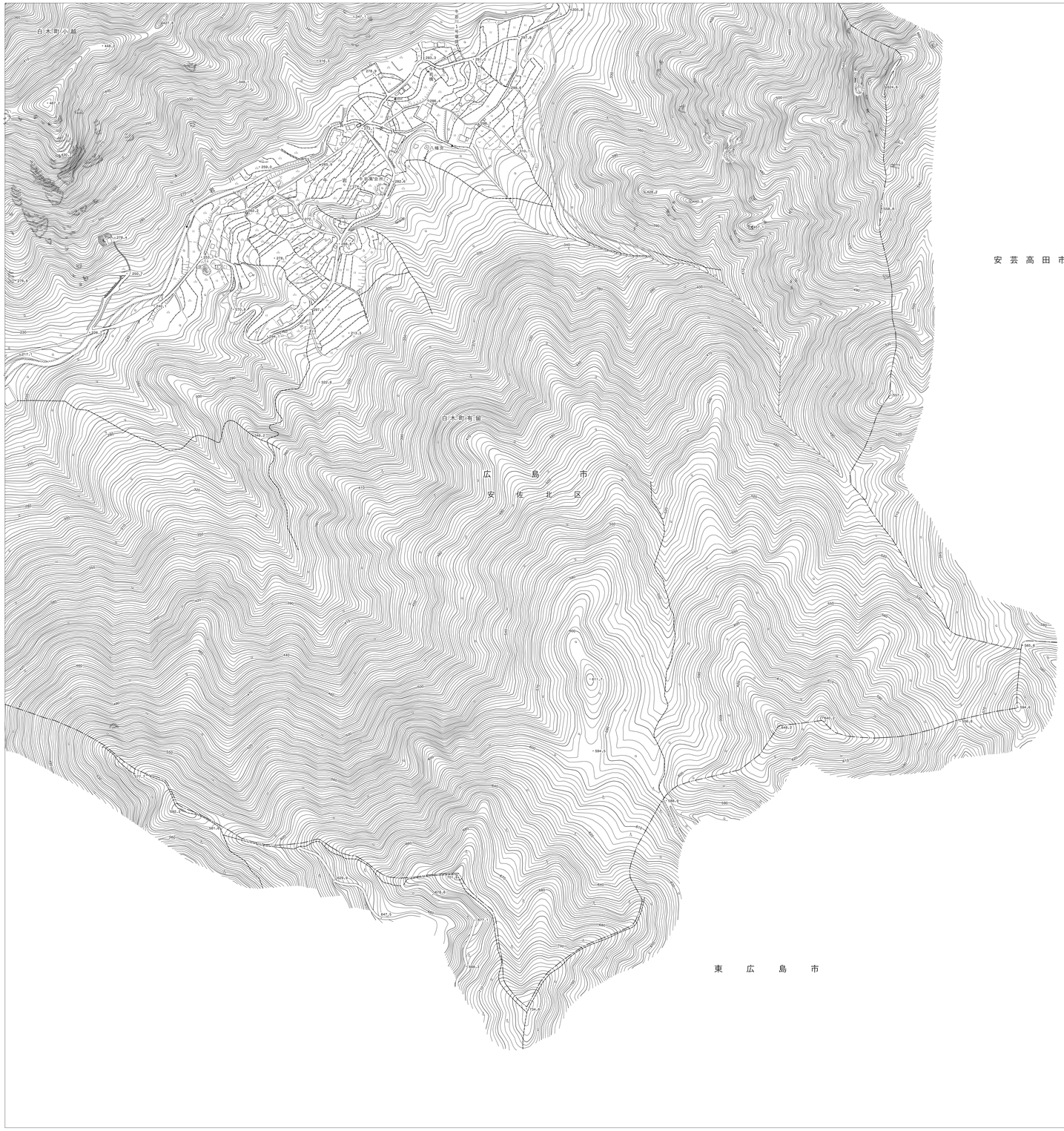

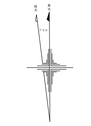

記　号

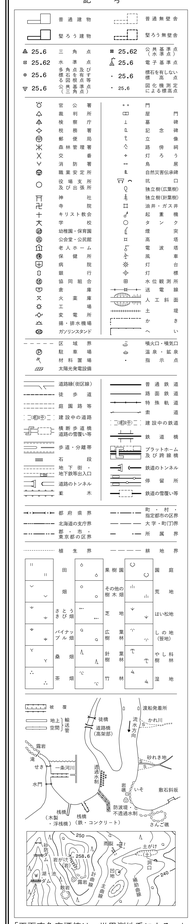

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６３年１１月
測　図　平成　２年　３月　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
作業機関　パスコ・ジェクト共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月
作業機関　パスコ・セロコーコンサル共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
作業機関　株式会社パスコ

(4)撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　解析図化機DSR-GM、ステレオプロッターA8
作業機関　写測エンジニアリング株式会社

(5)撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２３年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

(6)撮　影　平成２８年１０月
修　正　令和　２年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

座標系　第Ⅱ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

1：2，500
0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２２　中公　第５９号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

F17